

にはさらに「容躰書」という医師の死亡診断書も添付され、「癩疾」だったことが明記されている。村役人から領主に提出された一連の書類は、村がいかに念入りに病人を介抱したあげくの死であったかを強調している。村役人はずさんな扱いや、医者に診せなかつたりして、咎に処せられることを恐れていたことが伺える。

また石松が旅を続けられないと自身で判断した結果、故郷に帰ることを望んだのは、彼が家を追われたのではないことを示している。帰る家はあるものの、巡礼や湯治などの目的で旅をしていたのだろう。

しかしながら、旅する病者が必ずしも町や村で保護されるわけではない。下の史料は1708年の、松山藩での「女乞食癩」行き倒れに関する、町役人からの届出である。

歳頃三拾四五之女乞食、癩病を相煩申躰にて、二三年以来、近町を乞食いたし廻り申処、当春よりは別てはつよく相成申候。右之乞食夜分昼屋町西林寺門前にて相果申候に付、御注進申上候

寺の門前で行き倒れになる前から、町内で2、3年乞食をしていたとあるが、四国巡礼の途次にこの町に住み着いたのかもしれない。この届けを受けて藩から検死の役人が派遣され、見分の上、即日死骸を「引棄候様」に命じられている。またその際に役人から、「癩病人」は役人の検死をしないことになっているが、今回は上記の文面に「癩病を相煩躰」と「躰」の字があったため、「癩病」でない可能性もあるとして今回検死に来たのだと、紛らわしい表現をしないよう注意されている。

松山藩では1754年にも、農村で行き倒れになった「癩病男非人」を村役人が代官所に届け出た史料が残っている。

温泉郡味酒村帳面の内、清水水呑町西裏小道の脇に、年頃七拾年癩病男非人相果居申候、着用所持のもの左の通御座候、以上

- 一、ほろ単物壺 一、破れふすま少し肩に引巻居申候 一、ほろ帯壺筋  
一、古ごさ壺枚 一、古き竹こり壺 内もち四つ 一、古き嶋手拭壺つ

史料の日付は正月2日である。70歳の高齢の病人が正月の寒い時期、薄い単衣の着物一枚に破れふすまを纏い、竹のこおりと古手拭いだけを持って流浪していたことがわかる。届け出に対する代官所の返答は「勝手次第引埋候様」という簡単なものだった。次のように小松藩でも、「癩病」の行き倒れに対して保護を加えた形跡はない。

五月五日 吉田村より死人五六日以前より村内へ参る。病氣にて居り候処、仙蔵屋敷西手にて行倒れ候段届け出る。武田裕次御書き物これあり。代中島益三郎を見分として差し出し候所、往来手形などもこれなく、非人と相見ゆ。歳は三十才くらいにて、木綿浅黄の古単物を着、短き破衣・頭陀袋・茶碗壺のみにて、雑物等もこれなし。取り形付け申し付く。尤も癩病にて至